

宇部市ペットボトル水平リサイクル事業
可能性調査に係る資源物売払業務
公募型プロポーザル実施要項

令和5年（2023年）5月

山口県宇部市

1 趣旨

本実施要項は、宇部市ペットボトル水平リサイクル事業可能性調査に係る資源物売払業務（以下「本業務」という。）の事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本市では、令和5年度、「宇部市ペットボトル水平リサイクル事業可能性調査」の実施にあたり、安定的かつ適正処理の確保や再生技術等について、現行のリサイクル手法と比較検討するための情報収集として、本市で回収した使用済ペットボトルの一部を資源物として売払うことを目的とする。

（別添1「宇部市ペットボトル水平リサイクル事業可能性調査実施要領」参照）

3 業務概要

- (1) 業務名 宇部市ペットボトル水平リサイクル事業可能性調査に係る資源物売払業務
- (2) 業務内容 別添2「宇部市ペットボトル水平リサイクル事業可能性調査に係る資源物売払業務仕様書（案）」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年9月29日（金）まで
- (4) 売払単価 本件における提案金額（1kgあたりの単価）
※上記価格は、報告書作成その他諸経費を含む価格とする。

4 担当窓口

〒755-0001 山口県宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番6
宇部市 市民環境部 廃棄物対策課

TEL：0836-34-8247 FAX：0836-33-7294

e-mail：haikibutsu@city.ube.yamaguchi.jp

5 公募スケジュール

| | |
|--------------|-----------------|
| 令和5年5月18日（木） | 実施要項の配布開始 |
| 令和5年5月24日（水） | 質疑受付期限（必着） |
| 令和5年5月29日（月） | 質疑回答予定日 |
| 令和5年6月2日（金） | 参加表明書等の受付期限（必着） |
| 令和5年6月6日（火） | 参加資格審査結果通知 |
| 令和5年6月16日（金） | 企画提案書等の提出期限（必着） |
| 令和5年6月23日（金） | プレゼンテーション審査 |
| 令和5年6月下旬（予定） | 優先交渉権者の決定及び通知 |
| 令和5年6月下旬（予定） | 物品売買契約の締結 |
| 令和5年6月下旬（予定） | 覚書の締結（予定） |

令和5年8月（一ヶ月間） ペットボトルベール品引渡期間
令和5年9月29日（金） 報告書提出期限

6 応募申込資格

応募申込みにあたっては、以下の要件を全て満たす必要があり、要件を満たさない項目があった場合は、欠格とし、審査を行わないものとする。

- (1) ペットボトル水平リサイクル事業に関する技術等の知識を有し、本実施要項の趣旨等に従って事業を実施する法人又は複数法人による連合体であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）および暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。契約後上記の者に該当することが判明した場合は、契約解除の対象となる。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合は、この限りでない。）
- (5) 禁錮刑以上の刑に処され、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいない団体であること。
- (6) 国税（法人税または所得税および消費税（地方消費税を含む）をいう。）および地方税について未納の税額または滞納がないこと。
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (8) 法人連合体の場合は、以下によること。
 - ① 全ての構成員が、上記（2）～（7）の要件を満たしていること。
 - ② 代表法人および構成法人の役割分担が明確になっていること。
 - ③ 応募申込後に構成法人を変更・追加することは、原則として認めない。
 - ④ 単独で応募した一つの法人は、他の法人連合体の構成員となることはできない。一つの法人は、複数の法人連合体の構成員になることはできない。

7 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、参加表明者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（優先候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案書に関する評価は行わず、又は優先候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で本市関係者等と接触し、又は利害関係を有することとなつ

たとき。

8 質問及び回答

- (1) 質問内容：質問は、参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に必要な事項に限るものとし、評価及び審査に係る質問に係る質問は一切受け付けない。
- (2) 提出期限：令和5年5月24日（水）午後5時まで必着
- (3) 提出先：4担当窓口と同じ
- (4) 提出方法：質問書（第1号様式）により、電子メール又はFAXによる。
※必ず電話等で着信確認を行うこと。
- (5) 回答方法：提出された質問とそれに対する回答を令和5年5月29日（月）までに本市公式ウェブサイト上に掲載する。

9 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限：令和5年6月2日（金）午後5時まで必着
- (2) 提出先：4担当窓口と同じ
- (3) 提出方法：原則、郵送とし、提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出書類：参加表明書（第2号様式） 1部
応募申請書兼誓約書（第3-1号様式、第3-2号様式） 各1部
添付書類
 - ① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ② 直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ③ 直近3か年に作成された貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 - ④ 定款等
 - ⑤ 法人概要（株主等の構成がわかるもの、企業グループ図を含む）
※ 構成法人がある場合は、全ての法人の添付書類が必要。
- (5) 参加辞退：上記（4）を提出後に参加を辞退する場合は、その理由を付して参加辞退届（第4号様式）を提出すること。
- (6) その他：提出については、配達記録郵便の利用や電子メール、電話等で着信確認の対策等を講じること。

10 参加決定通知

参加表明書等受理後、参加資格審査の結果を令和5年6月6日（火）までに電子メールにより通知する。参加資格要件を満たしていない通知を受けた場合は、通知をした日の翌日から起算して5日（土日祝日を除く。）以内に、書面（様式は自由）を郵送（簡易書留に限る。）することにより、説明を求めることができる。また、回答は書面により行う。

1 1 企画提案書等の提出

提案書提出意思を有する者は、別添2 宇部市ペットボトル水平リサイクル事業可能性調査に係る資源物売払業務仕様書（案）を踏まえて、次に定めるところにより企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限：令和5年6月16日（金）午後5時まで必着
- (2) 提出先：4 担当窓口と同じ
- (3) 提出方法：原則、郵送とし、提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出書類

企画提案書は、A4版で様式は任意とする。「1 4 審査項目」を踏まえ、また、下記①～④の内容を含めて記載すること。

① 事業実施計画（実施体制）

ア 本市が引き渡す使用済みペットボトルの運搬・リサイクル処理・製造販売・残渣・異物処理について、その状況を管理・報告できる実施体制を構築していることが分かるよう記述すること。

イ 運搬又は再生処理（フレーク化、ペレット化又はポリエステル原料化工程）を委託する場合は、業務委託同意書として、委託先が確保できていることを確認できる文書（委託先、委託内容、委託期間について、文書への押印等により委託先の意味確認ができるもの）を添付すること。

② 施設概要・稼働実績

本事業を実施する施設の概要及び工程ごとの処理能力と処理量（過去2年間の実績並びに令和5年度及び6年度の計画）を記述すること。

※工程の一部を委託する場合は、委託先の処理能力及び処理量を記述する。

③ ペットボトル等への再生実績

使用済みペットボトルをペットボトル等（ペットボトル及びその原材料）へ再生を行った事業の実績。年度ごとの使用済みペットボトルの調達先、再生したペットボトル等の出荷量を市町村（一部事務組合を含む。）とそれ以外に分けて記述すること。

④ 循環型社会の構築に向けた提案

未来を担う子どもたちへの環境学習や市民意識の向上へ繋げる取組など、実施可能な提案を記載すること。記載にあたっては、他市等で実施した実績、具体的なテーマや実施主体等についても記述すること。

⑤ 価格提案書（第5号様式）

- (5) 提出部数：正本1部 副本6部
- (6) その他：提出については、配達記録郵便の利用や電子メール、電話等で着信確認の対策等を講じること。

1.2 プレゼンテーション審査

企画提案書の提出者に対して、プレゼンテーション審査を実施する。

- (1) 実施予定日：令和5年6月23日（金）
- (2) 実施方法：①1社につき40分程度とする。（準備5分、説明20分、質疑10分、片付け5分）
②パソコン等の情報機器を使用して企画提案書の説明を行うことは可能とする。だが、使用する機器類は提案者において用意すること。
50インチモニターは、本市で準備する。
③出席者は2名以内とする。
- (3) その他：プレゼンテーション審査日の参集時刻等は、別途通知する。

1.3 事業候補者の選定

(1) 審査【優先交渉権者及び次点交渉権者の選定】

①評価基準

優先交渉権者及び次点交渉権者を特定するための評価基準は「1.4 審査項目」のとおりとする。

②選定方法

ア 「宇部市ペットボトル水平リサイクル事業可能性調査に係る資源物売払業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、評価基準に基づき、厳正なる評価を行う。

イ 各委員の評価点の平均点が最上位である者を優先交渉権者、第2位である者を次点交渉権者として選定する。なお、各委員の評価点の平均点が60点に満たない者は非選定とする。

ウ 同点の場合は審査項目の「循環型社会の構築に向けた提案」の得点が高い者を上位とする。

③選定結果の通知

選定した者には、「選定通知書」により、選定されなかった者には、「非選定通知書」により通知する。なお、非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土日祝日を除く。）以内に、書面（様式は自由）を郵送（書留郵便に限る。）することにより、非選定理由について説明を求めることができる。また、回答は書面により行う。

④優先交渉権者が本実施要項等に違反した場合や、提出書類に虚偽の内容等があり提案内容の実現の可能性が著しく低いと本市が判断した場合などは、優先交渉権者の資格を取り消すものとする。その場合、審査において次点交渉権者が優先交渉権者となるが、次点交渉権者がいない場合は、公募手続きを中止する。

(2) 譲渡等の禁止

優先交渉権者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、本事業に係る業務を一括して第三者に委託することは禁止する。一部の業務を

委託する必要があるときは、あらかじめ書面により本市の承認を得ることとし、委託業務に係る履行実績を本市に報告するものとする。

(3) 選定対象除外事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外とする。

- ①他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ②事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ③提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ④その他の選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 契約締結

- ①選定委員会において、優先交渉権者に特定された提案者と本市は契約交渉を行う。
なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。また、契約交渉が不調のときは、次点交渉権者と契約交渉を行う。
- ②契約は、「応募申込書兼誓約書」に記載された法人（単一法人の場合は当該法人、法人連合体の場合は代表法人または構成法人の中からリサイクル事業に携わる法人）の名義でのみ行うことができる。

(5) 結果の公表

審査結果については、本市公式ウェブサイトで公表する。

(6) その他

契約交渉において、「循環型社会の構築に向けた提案」の内容について、令和5年度内に実施できる取組に関する基本的事項の覚書締結を求めることとする。

1.4 審査項目

選定委員会は、次の表に掲げる審査項目および審査基準に基づいて、応募者から提出された提出書類およびプレゼンテーションにより内容を評価する。(100点満点)

| 審査項目 | | 審査基準 | 配点 |
|----------------|-----------------------|--|----|
| 技術 提案 | 安定的かつ適正処理の 確保・処理能力 | 本市が引渡す使用済みペットボトルを安定的かつ適正に処理するための処理能力を有しているか。万全な実施体制が整備されているか。 | 10 |
| | 再生技術 | 本市が引渡す使用済みペットボトルの半永久的な再生は可能か。再生ペットボトルの生産過程（回収～再生ペットボトル製造）で石油由来PET樹脂の使用と比較し、排出される二酸化炭素排出量を削減できているか | 10 |
| | 再生品の品質等 | 厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」に基づき、安全性の判断基準を満たし、適切な製造品質管理が行われているか。不純物を可能な限り除去するなどの技術力を有し、水平リサイクルの実現性が高いか。 | 10 |
| | 事業実績 | ペットボトル水平リサイクルを行った実績を十分に有しているか。 | 20 |
| 循環型社会の構築に向けた提案 | | 提案内容が、人財育成や市民意識の高揚に効果が期待できるものか。本市において実現可能な提案であるか。 | 20 |
| 実現に向けた意欲 | | 提案実現に向けた意欲はあるか。また、本市の事業目的を理解した提案になっているか。 | 10 |
| 提案価格の妥当性 | | 応募者の価格提案を応募者のうちで最も高い価格提案で除した値に配点を乗じた点 | 20 |

1.5 その他留意事項

- (1) 提出書類は如何なる理由にかかわらず返却しない。
- (2) 採択された提案は、本市との協議により、修正・変更を行う場合がある。
- (3) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合、プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合の、当該プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

- (4) 提出書類等は、1事業者につき、1案とする。同一企業の本社、支社等による重複の申込は認めない。
- (5) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 参加表明書等を提出しない者は、企画提案書を提出できないものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る書類作成、ヒアリング等に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (8) 参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するが、平均評価点が最低基準点(60点)に満たない場合は、交渉権者として特定しない。
- (9) 特定された企画提案書等は、宇部市情報公開条例(平成12年3月27日条例第3号)において、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (10) 提出期限以降における一切の提出資料の差替え及び再提出は認めない。
- (11) 受付期間は、5公募スケジュールの各提出期限までの午前8時15分から午後5時までです。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
- (12) 特定された企画提案書等の内容のうち、本市が必要と判断する場合は、当該業務の仕様書に反映する。
- (13) 提出された企画提案書等の著作権は参加者に帰属するが、本市が本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製、記録及び保存を行うことがある。
- (14) 企画提案者は、本市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (15) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。